

別表（第2条関係）

	事業内容	交付対象者	補助率等
農林水産業者生産設備再建支援事業	被災した農業機械等の更新に係る経費を助成する。	販売農家、畜産農家、漁業者等	<p>4 / 10 以内（消費税は補助対象外） （千円未満は切り捨て）</p> <p>ただし、農業用機械の更新に要する経費のうち、搬入経費、手数料は事業費から除く。</p> <p>また、国庫補助金と府補助金の合計が事業費の 4 / 10 以内かつ共済金（民間事業者による保険金等含む）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>共済等未加入の場合、補助対象経費は、事業費の 5 割とする。</p> <p>1 交付対象者当たりの補助金が 100 千円以上 1,000 千円以下とする。</p>

区分	事業内容	交付 対象者	補助率等
パイプ ハウス 復旧支 援事業	<p>倒壊等による被災パイプハウス及びこれに付帯する施設の復旧及び撤去に要する次に掲げる経費を助成する。</p> <p>1 農産物の生産に必要なパイプハウスの修繕又は気象災害による農業被害前と同程度のパイプハウスの取得に要する経費</p> <p>2 パイプハウスを修繕するために必要な資材の購入に要する経費</p> <p>3 1及び2における施設補強等のために必要な経費</p> <p>4 1と一体的に修繕し、又は取得する付帯施設の整備に要する経費</p> <p>5 撤去に要する経費（ただし、撤去のみの実施は対象外とする。))</p>	販売農家	<p>【パイプハウス及び付帯する施設の復旧に要する経費】</p> <p>1 園芸施設共済等加入者 1／2以内（消費税は補助対象外）</p> <p>ただし、共済金国庫相当額（民間事業者による保険金についても支払額の1/2を国庫相当額とみなす）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費の2／3以内かつ、共済金（民間事業者による保険金等含む）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>2 園芸施設共済等未加入者 3／10以内（消費税は補助対象外）</p> <p>【撤去に要する経費】</p> <p>1／2以内（消費税は補助対象外）</p> <p>ただし、事業費は290円／㎡を上限とする。</p> <p>また、共済金（民間事業者による保険金等含む）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>（千円未満は切り捨て）</p>

区分	事業内容	交付 対象者	補助率等																																														
農産物 生産回 復支援 事業	<p>生産回復のための追肥や追加防除に要した農薬、肥料費及び播き直しに要した種苗代等に対し助成する。</p> <p>なお、対象作物ごとの対象資材等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 野菜・花き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防除用農薬 ・ 草勢回復用肥料 ・ 播き直し用種苗(※) ・ 土壌改良用資材(※) <p>※野菜のうち、京のブランド産品以外の作物においては、地域重点推進品目に限る。</p> <p>(2) 果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防除用農薬 ・ 草勢回復用肥料 <p>(3) 豆類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防除用農薬 <p>(4) 茶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防除用農薬 ・ 草勢回復用肥料 	3戸以上の販売農家が組織する営農組合等の団体	<p>1/2以内（消費税は補助対象外）</p> <p>助成金の額は、次のア又はイのいずれか低い額を限度とし、事業実施主体ごとに千円未満を切り捨てる（施用回数の上限：用途別、1ほ場当たり2回まで）。</p> <p>ア 助成の対象となる事業に要する経費に1/2を乗じて得た額</p> <p>イ 次の用途ごとの事業費限度額に施用面積を乗じて得た額の合計に1/2を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="1002 947 1517 1615"> <thead> <tr> <th rowspan="3">用途</th> <th colspan="5">事業費限度額（税抜）【円/10a】</th> </tr> <tr> <th colspan="2">野菜</th> <th>果樹</th> <th>花き</th> <th>豆類</th> <th>茶</th> </tr> <tr> <th>京のブランド産品</th> <th>左記以外</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防除用農薬</td> <td>4,600</td> <td>4,600</td> <td>4,500</td> <td>2,500</td> <td>900</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>草勢回復用肥料</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>播き直し用種苗</td> <td>67,000</td> <td>67,000(※)</td> <td></td> <td>50,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土壌改良用資材</td> <td>42,000</td> <td>42,000(※)</td> <td></td> <td>20,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域特産物育成協議会が定めた地域重点推進品目に限る（豆類・茶除く）。</p>	用途	事業費限度額（税抜）【円/10a】					野菜		果樹	花き	豆類	茶	京のブランド産品	左記以外					防除用農薬	4,600	4,600	4,500	2,500	900	4,000	草勢回復用肥料	5,000	5,000	3,000	2,500		4,000	播き直し用種苗	67,000	67,000(※)		50,000			土壌改良用資材	42,000	42,000(※)		20,000		
用途	事業費限度額（税抜）【円/10a】																																																
	野菜		果樹		花き	豆類	茶																																										
	京のブランド産品	左記以外																																															
防除用農薬	4,600	4,600	4,500	2,500	900	4,000																																											
草勢回復用肥料	5,000	5,000	3,000	2,500		4,000																																											
播き直し用種苗	67,000	67,000(※)		50,000																																													
土壌改良用資材	42,000	42,000(※)		20,000																																													

区分	事業内容	交付対象者	補助率等
宇治茶等生産施設災害復旧事業	<p>1 玉露やてん茶などの生産に必要な被覆棚・被覆資材の復旧に係る経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被覆棚（直管パイプ等） ・被覆資材（ダイオシート等） <p>2 果樹の生産に必要な棚の復旧に係る経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹棚（直管パイプ等） 	販売農家、農業者が組織する団体等	<p>【被覆棚・果樹棚または被覆資材の復旧に要する経費】</p> <p>4 / 10 以内（消費税は補助対象外）</p> <p>ただし、国庫補助金と府補助金の合計が事業費の 4 / 10 以内において補助を行うこととする。</p> <p>【撤去に要する経費】</p> <p>1 / 2 以内（消費税は補助対象外）</p> <p>ただし、事業費は 2 9 0 円 / m² を上限とする。</p> <p>ただし、国庫補助金と府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>（千円未満は切り捨て）</p>
経営再開支援事業	<p>1 農林水産業経営の再開に必要な次の経費に対し助成する。ただし、被災により、使用できなくなった器具、機器等を対象とし、汎用性の高い器具、機器等に関するものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）器具、機器の購入 （2）機械、施設の修繕（パイプハウス、茶被覆棚・果樹棚等を除く） （3）被災農地の簡易な復旧（パイプハウス、茶被覆棚・果樹棚等を除く） （4）その他市長が認めるもの 	販売農家、畜産農家、漁業者等	<p>1 / 2 以内（消費税は補助対象外）</p> <p>（千円未満は切り捨て）</p> <p>ただし、1 交付対象者当たり 1 0 0 千円を上限とする。</p> <p>また、共済金（民間事業者による保険金等含む）と府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p>